宿泊約款

適用範囲

（第１条）当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

（第２条）当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
(1) 宿泊者名
(2) 宿泊日及び到着予定時刻
(3) 泊料金 (原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

（第３条）宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間 (3 日を超えるときは 3 日間) の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

（第４条）
前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

（第５条）当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2) 満室 (員) により客室の余裕がないとき。
(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、その他反社会的勢力であるとき。
(5) 宿泊しようとするものが、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
(6) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
(7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(10) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（都道府県条例による）

宿泊客の契約解除権

（第６条）宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで到着予定時刻を 2 時間経過した場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。（最終チェックインが 23 時の為、到着予定時刻から 2 時間経過した時間が 23 時を超えていても、23 時に解除されたものとみなし処理させていただきます）

当ホテルの契約解除権

（第７条）当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2) 宿泊客が、暴力団およびその構成員ならびにその関係者、諄構成員、その他の反社会勢力であると認められるとき。
(3) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。（都道府県条例による）
(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項 (火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

（第８条）宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

宿泊約款

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(3) 出発日及び出発予定時刻
(4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

（第 9 条）宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 4 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（1）午後 2 時まで　1 時間につき 1 名あたり 1,000 円（税込）
（2）午後 2 時以降　室料金の 100%

利用規則の遵守

(第 10 条) 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

(第 11 条) 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
(1) フロント・キャッシャー等サービス時間 :
イ . 門限・・・チェックインは 23 時まで（研修棟は 23 時まで）。チェックイン後宿泊棟への門限はなし
ロ . フロントサービス・・・8 時～ 23 時まで
(2) 飲食等 (施設) サービス時間 :
イ . 朝食・・・7 時～ 9 時 30 分
ロ . 夕食・・・団体予約のみ対応
ハ . その他の飲食等・・・なし
(3) 附帯サービス施設時間 :
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

（第 12 条）宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

（第 13 条）当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

（第 14 条）当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

（第 15 条）当ホテルは、宿泊客の金銭、宝石、重要書類等の貴重品を一切お預かりいたしません。宿泊客ご自身での管理をお願いしております。
客室内の金庫はご利用いただけますが、金庫ご利用中の滅失、毀損等についても、当ホテルの故意又は重過失がない限り、当ホテルは責任を負いかねます。ご了承をお願いいたします。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

（第 16 条）宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて 30 日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。（飲食物・雑誌に関しては即日処分、下着（パンツ・靴下等は翌日の廃棄とさせていただきます。）

駐車の責任

（第 17 条）宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

（第 18 条）宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

別表第 1 **宿泊料金等の内訳** (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①　基本宿泊料（室料（及び室料 + 朝食等の飲食料））
	追加料金	②　飲食料及びその他の利用料金
	税金	③　消費税 ④　宿泊税　（都道府県地方税法による）

備考

1. 基本宿泊料は当方規定の料金表によります（公式ホームページよりリンクした販売サイトの料金表）。
2. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2 **違約金** (第 6 条第 2 項関係)

（個人宿泊の場合）

キャンセル料適用期間／人数	人数問わず
宿泊日８日前～１４日前のキャンセル	宿泊料金の 20%
宿泊日２日前～７日前のキャンセル	宿泊料金の 50%
宿泊日前日のキャンセル	宿泊料金の 100%
宿泊日当日のキャンセル	宿泊料金の 100%
無連絡不泊	宿泊料金の 100%

備考

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 連泊予約において全ての宿泊日を取消した場合、宿泊日すべてに対して「取消料率」で記入した取消料が発生いたします。
3. 連泊予約において一部の宿泊日を取消した場合、その取消した宿泊日全てに対して、「取消料率」で記入した取消料が発生いたします。
4. 複数人員の予約において一部人員減少が発生した場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して上記の取消料が発生いたします。
5. 宿泊日当日の24 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2 時間経過した時刻)を経過した場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

宿泊約款

（団体宿泊の場合）

対象人泊数 / 契約解除の通知を受けた日	当日・不泊 前泊・前々泊	3 日前	1 週間前 ～	2 週間前 ～	1 か月前 ～	2 か月前 ～	3 か月前 ～	確定後
15 ～ 29	100%	100%	80%	60%	30%	20%	10%	10%
30 ～ 59	100%	100%	80%	60%	40%	30%	20%	10%
60 ～	100%	100%	80%	60%	50%	40%	30%	20%
人数減 （10%以内）	100%	100%	60%	-	-	-	-	-

備考

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 連泊予約において全ての宿泊日を取消した場合、宿泊日すべてに対して「取消料率」で記入した取消料が発生いたします。
3. 連泊予約において一部の宿泊日を取消した場合、その取消した宿泊日全てに対して、「取消料率」で記入した取消料が発生いたします。
4. 複数人員の予約において一部人員減少が発生した場合、予約人数にかかわりなく、取消した人数に対して上記の取消料が発生いたします。
5. 宿泊日当日の24 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2 時間経過した時刻)を経過した場合、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

レストラン		当日・前日	前々日	1 週間前～
食事	キャンセル	100%	100%	80%
	人数減 （10 %以内）	100%	100%	-

備考

※※長期の研修実施の場合、当該キャンセル日を起算日として適用。但し、全キャンセルの場合は開催初日を起算日とします。